

京都市乳幼児医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年6月18日

京都市長 桧本 賴兼

京都市規則第14号

京都市乳幼児医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市乳幼児医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市子ども医療費支給条例施行規則

第1条各号列記以外の部分中「京都市乳幼児医療費支給条例」を「京都市子ども医療費支給条例」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「乳幼児医療費受給者証交付申請書」を「子ども医療費受給者証交付申請書」に改め、同条第1号中「乳幼児」を「子ども」に、「6歳」を「12歳」に改め、同条第2号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第3条第1項中「乳幼児医療費受給者証」を「子ども医療費受給者証」に改める。

第4条中「乳幼児医療費受給者証交付申請却下通知書」を「子ども医療費受給者証交付申請却下通知書」に改める。

第5条第1項中「乳幼児医療費受給者証再交付申請書」を「子ども医療費受給者証再交付申請書」に改める。

第7条第1項中「乳幼児医療費支給申請書」を「子ども医療費支給申請書」に改める。

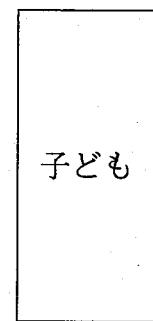
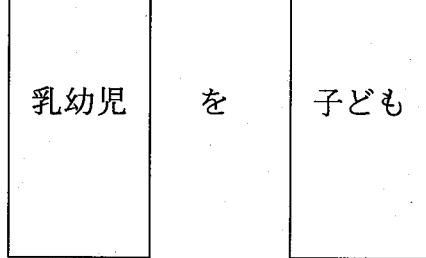
第8条第1項各号列記以外の部分中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第2項中「8,000円」を「3,000円」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「乳幼児医療費受給者異動届」を「子ども医療費受給者異動届」に改め、同項各号（第2号を除く。）中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第10条中「よって」を「より」に、「乳幼児医療費第三者加害届」を「子ども医療費第三者加害届」に改める。

第1号様式注以外の部分中「乳幼児医療費受給者証交付申請書」を「子ども医療費受給者証交付申請書」に、「京都市乳幼児医療費支給条例」を「京都市子ども医療費支給

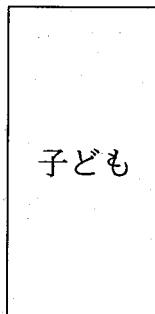
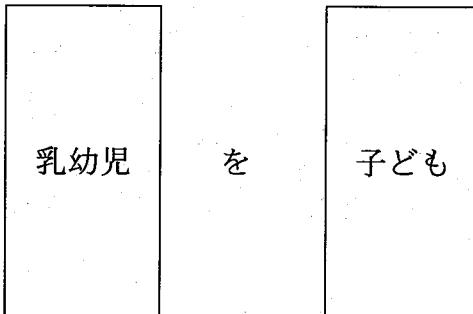
条例」に、「乳幼児と」を「子どもと」に、



幼児の」を「子どもの」に改める。

第2号様式（表面）中「**乳**」を「**子**」に、「乳幼児医療費受給者証」を「子ども医

療費受給者証」に、



に改め、同様式（裏面）注意

事項1中「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に改め、同注意事項2中「いいます。)」

の右に「及び6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から12歳に達する日以後

の最初の3月31日までの間にある者」を加え、「乳幼児医療費」を「子ども医療費」

に改め、同注意事項3中「(幼児が入院外の診療を受けたときを除く。)」を削り、「8,

000円」を「3,000円」に、「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に改め、同注

意事項9中「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に改める。

第3号様式注及び備考以外の部分中「乳幼児医療費受給者証交付申請却下通知書」を  
「子ども医療費受給者証交付申請却下通知書」に、「京都市乳幼児医療費支給条例施行

規則」を「京都市子ども医療費支給条例施行規則」に、

乳幼児

子ども

に改める。

第4号様式注以外の部分中「乳幼児医療費受給者証再交付申請書」を「子ども医療費  
受給者証再交付申請書」に、「京都市乳幼児医療費支給条例施行規則」を「京都市子

ども医療費支給条例施行規則」に、

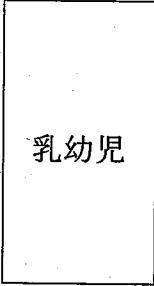
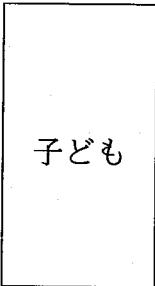
乳幼児

を

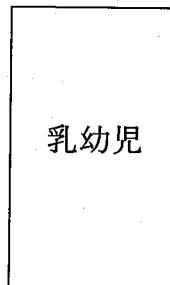
子ども

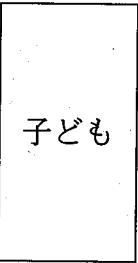
に改める。

第5号様式注以外の部分中「乳幼児医療費支給申請書」を「子ども医療費支給申請書」  
に、「京都市乳幼児医療費支給条例」を「京都市子ども医療費支給条例」に、

「  
「  
 乳幼児 を  子ども  
に、「乳幼児医療を取り扱わない」を「京都府の区  
域外の」に、「8, 000円」を「3, 000円」に改める。  
」」

第6号様式注以外の部分中「乳幼児医療費受給者異動届」を「子ども医療費受給者異動届」に、「京都市乳幼児医療費支給条例」を「京都市子ども医療費支給条例」に、「□

「  
 乳幼児 を  
乳幼児」を「□子ども」に、「乳幼児と」を「子どもと」に,  
」

「  
 子ども に、「乳幼児の」を「子どもの」に、「乳幼児が」を「子どもが」に改め  
る。

第7号様式注以外の部分中「乳幼児医療費第三者加害届」を「子ども医療費第三者加害届」に、「京都市乳幼児医療費支給条例施行規則」を「京都市子ども医療費支給条例

「  
施行規則」に、  
乳幼児  
を  
子ども  
に改める。  
」

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則第8条第2項の規定  
は、平成19年9月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受  
けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、所轄局長が定  
める。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)